

# 国際人権条約の日本における実施 —朝鮮学校無償化除外を例に—

学生番号：2017393

氏名：渡邊 すず香

提出年度：令和2年度

## 目次

はじめに	3
第1章 朝鮮学校と高校無償化制度	5
第1節 日本における朝鮮学校の位置づけと歴史的背景	5
第2節 就学支援金制度の概要と対象除外までの経緯	7
第2章 無償化裁判と裁判所の課題	10
第1節 無償化裁判の争点と両当事者の主張	10
第2節 争点1に関する裁判所の判断	11
第3節 無償化裁判の課題	13
第3章 人権条約に照らした無償化問題	15
第1節 人権条約の国内実施	15
第2節 漸進的義務	16
第3節 差別禁止原則	18
おわりに	21
引用・参考文献一覧	23

## はじめに

2020年5月19日、日本政府は、新型コロナウイルス感染症拡大により、世帯収入、アルバイト収入等の激減など、経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置として、「学びの継続」のための、『学生支援給付金』の創設を決定した<sup>1</sup>。しかし、この給付金制度には、以下の二点で合理的理由のない差別的制度が設けられている。第一に、外国人留学生にのみ、「成績優秀者」という条件が課されている点。第二に、本給付金の対象から朝鮮大学校のみを除外した点である。給付金創設の発表時点では、各種学校にあたる朝鮮大学校の他に、外国大学の日本校6校も対象から除外されていた。その後、市民団体等からの指摘を受け、上記外国大学6校については対象に含まれたが、いまだに朝鮮大学校のみが対象外となっている<sup>2</sup>。このような、公的支援の対象から朝鮮学校のみを除外するという事例は、給付金制度以外にも存在し、度々問題となっている。例えば、高校授業料無償化・就学支援金制度の対象からの除外である。朝鮮学校以外の民族学校や外国人学校は指定の対象とされているにも関わらず、朝鮮学校のみが、拉致問題に進展がないことなどの外交上の問題や、朝鮮学校と朝鮮総連との関係性を理由に対象から外されている。

この対象からの除外は、朝鮮学校に通う生徒自身が当事者となり不利益を被っていることに大きな問題がある。特に、就学支援金は、法文にも明記されている通り、学校に対する補助金ではなく、生徒個人に対して支給されるものである。それにも関わらず、生徒自身ではどうすることもできない問題を理由として朝鮮学校のみがその対象から除外されている。

生徒たちは、民族の言葉や文化、歴史を学び、在日コリアンとしてのアイデンティティを形成したいと願い朝鮮学校を選択するのに、通っている学校を理由に、経済的負担の軽減や教育の機会均等が保障されないのは問題のある事態である。

この現状について、国連人種差別撤廃委員会などの関連人権条約機関は、教育を受ける権利の侵害及び差別であるとし是正勧告を出している。また、朝鮮学校の生徒や卒業生が国家賠償を求める訴訟が日本各地で相次いでいる。裁判の争点として、国内法だけではなく人権条約も持ち出されているが、裁判所は専ら国内法を検討し適法であるとし、人権条約との整合性の検討については消極的な姿勢をとっている。「学びの継続のため」、「教育機会の均等」とうたいながら、その制度には政治的な理由により一定の区別が設けられ、生徒が不利益の当事者となっている。これは、人権問題にはあたらないのだろうか。人権問題にあたる場合、国内法のみならず、日本が批准する人権条約に照らして問題を検討する必要があるのではないのだろうか。

以上のような問題意識の下、本稿は、無償化除外問題に関して、人権条約は締約国内でどのような役割を果たすことができるのか、また、日本は締約国としての責務を果たしているのかを明らかにすることを目的とする。特に、国内平面と国際平面に分けた検討を通して、

<sup>1</sup> 文部科学省「「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～ 学びの継続給付金 ～」2020

<sup>2</sup> 富田秀実（東京弁護士会）「学生支援緊急給付金に関する会長声明」2020

国内では専ら適法とされる国の措置が、人権条約に照らした場合にどのように判断され得るのかを考察する。

以下、第1章では、朝鮮学校設立の経緯と日本におけるその位置づけや、高校無償化制度に関する閣僚による発言や当時の政党の意向、政府答弁などから、朝鮮学校が高校無償化制度から除外される理由について、明らかにする。第2章では、各地で起こった無償化裁判の判決文を参照し、各争点について、適法となった各地の裁判と、国の行為の違法性が唯一認められた大阪地裁判決とを分けて比較検討する。そして、国内裁判所における人権条約の位置づけや無償化裁判の課題を検討する。さらに、第3章では、実際に、関連する人権条約の条文や一般的意見などを参照しながら、条約に定められている原則に照らし合わせて、国際的側面から、問題を検討する。そして、今後、朝鮮学校の生徒に対する差別的制度の問題がどのように取り組まれていくべきかを考察する。

## 第1章 日本における朝鮮学校と高校無償化制度

### 第1節 日本における朝鮮学校の位置づけと歴史的背景

はじめに、何故日本に朝鮮学校が存在するのかを明らかにするために、歴史をさかのぼり、朝鮮の人々が日本に居住するに至った経緯をみていく必要がある。

近代以降、朝鮮の人々が大量に日本に移り住み始めたのは、1910年の「韓国併合」からである。併合時に約3000人いたとされる在日朝鮮人だが、その後、第1次世界大戦の大戦景気などで、安い労働力としての朝鮮人の移入要求が高まり、1930年までに、約30万人が日本に居住していた。1939～1945年は、「強制連行期」とも呼ばれ、地下労働力不足を動機として、事実上強制に近い形で移入が増えた<sup>3</sup>。そして、1945年8月、第2次世界大戦が終結した頃、日本には約200万人の朝鮮人がいた<sup>4</sup>。朝鮮が解放されると、母国へ帰国する動きはあったが、日本政府による朝鮮人帰国のための対策は十分ではなかったため、約60万人が日本に残ることになった。彼らが、在日コリアンの「一世」である。

彼らの国籍について、韓国併合と同時に大日本帝国の臣民とされ日本国籍となったが、1947年の「外国人登録令」により外国人とみなすとされ、出身地域は「朝鮮」と記入されることとされた。さらに、1952年のサンフランシスコ平和条約により、この「朝鮮」は事実上「非日本国籍」を意味するものとなった<sup>5</sup>。

現在、日本に居住している在日コリアンのうち、以上のような平和条約により日本国籍を喪失した者とその子孫は、1991年施行の入管特例法<sup>6</sup>に基づき、「特別永住者」という在留資格のもと、現在、日本に居住している。そのため、特別永住者の数は約31万人に及ぶが、そのうち約98.9%を韓国・朝鮮籍の人々が占めている<sup>7</sup>。住民票の国籍欄に関しては、それぞれ「韓国」「朝鮮」と記載されるが、「韓国」については大韓民国の国籍を表すが、「朝鮮」は地域を表すものにすぎず、北朝鮮の国籍を表したものではないというのが日本政府の見解である。

日本は統治時代、「同化主義」を政策の基本としており、例えば朝鮮半島では、国語は日

---

<sup>3</sup> 日韓問題においては、この時期、特に第2次世界大戦中の日本統治下に日本企業で働いていた元労働者は一般に「元徴用工」と呼ばれているが、日本政府は、すべての人が徴用されたわけではないことを明確にする必要があるとして、呼称を「旧朝鮮半島出身労働者」に改め、徴用以外にも「募集」という形をとっていたという立場を示している。(NHK政治マガジン 2018.11.11 「政府『徴用工』は『旧朝鮮半島出身労働者』に」より)

<sup>4</sup> 韓東賢「朝鮮学校処遇の変遷にみる『排除/同化』-戦後日本の『排除型社会』への帰結の象徴として」(2015) 4ページ

<sup>5</sup> 一旦は朝鮮籍となったが、その後、韓国を支持する一部の者や、1965年に結ばれた日韓基本条約における韓国籍を優遇する政策により、半数以上の人々が「韓国籍」に変更したとされる。(『Yahoo!ニュース』2016.3.7 『『朝鮮・韓国籍』分離集計の狙いとは?—3月公表の2015年末在留外国人統計から』より)(最終閲覧日:2020年9月30日)

<sup>6</sup> 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)

<sup>7</sup> 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」(2019)

本語へ、名前は創氏改名により日本風の名前へと変更された。日本国内においても、学校における強制的な日本語学習など、日本語を使うことを強いられた。

そういった経緯から、在日コリアンの人々は、子どもたちの朝鮮語習得や、文化、民族性を取り戻すため、日本各地で母国語講習会を行った。やがてそれらは、1945年10月に結成され在日朝鮮人から支持を受けていた「在日本朝鮮人連盟」（後の朝鮮総連）のもと、民族学校へと発展していった。1948年4月の時点で、学校数は500校、生徒数は5万人を超え、当時の在日コリアンの学齢期にあたる児童のうち、約5割が通っていたと言われている<sup>8</sup>。学校の法的地位に関して、当時の日本の学校制度は、「一条校」と「各種学校」の二分類だったが、これらの民族学校については明確な法的地位はなく、「無認可校」とされていた<sup>9</sup>。しかし、現在の学校制度は「一条校」、「専修学校」、「各種学校」の三分類で、1955年に朝鮮総連が結成し「朝鮮学校」として整備され、それ以降「各種学校」と位置づけられるようになった<sup>10</sup>。以上のような形で全国に設置された朝鮮学校だが、現在その数は64校と減少しており、2019年5月時点での、朝鮮学校（朝鮮大学校を除く）の児童・生徒数も、5223人にまで減少している<sup>11</sup>。

次に、朝鮮学校における教育内容について確認する。日本の一般の学校と異なり特徴的なのは民族教育である。これは、日本で生まれ育つ在日コリアンの子どもたちに朝鮮人としての民族自主意識を育みながら、一般教養等を身に付けさせることを目的としている<sup>12</sup>。具体的な内容として、まず最大の特徴は朝鮮語による普通教育である。授業以外にも、校内の掲示物や、日常会話なども朝鮮語で行われ、朝鮮語はいわば朝鮮学校の公用語のようなものである。朝鮮語と並んで朝鮮学校の民族教育の基本となっているのは、朝鮮地理・朝鮮歴史・現代朝鮮歴史である。これらの歴史観は、朝鮮が採用しているものであり、韓国で教えられている歴史とは異なるという<sup>13</sup>。また、文化芸術教育にも力を入れており、朝鮮の歌や踊り、民族楽器などを習う。

朝鮮学校無償化の反対意見としてしばしば持ち出されるものとして、教育内容が朝鮮総連によって教育基本法第16条に定める「不当な支配」<sup>14</sup>を受けているのではないかとの意

---

<sup>8</sup> 金有燮「朝鮮学校ではどのような教育が行われているのか—民族教育と地域共生の取り組みについて」（2016）24ページ

<sup>9</sup> 韓東賢 前掲書 4ページ

<sup>10</sup> 金允恩、宋基燦「在日コリアンの民族教育と共生圏-朝鮮学校、公立学校、地域の教育施設での実践実例の比較から-」（2012）2ページ

<sup>11</sup> 『中央日報』2019.12.31「在日同胞の母国語教育、日本の「朝鮮学校」が存廃の危機に…10年間に生徒40%減」（最終閲覧日：2020年9月30日）

<sup>12</sup> 朝鮮総連 HP 民族教育（最終閲覧日：2020年10月7日）

<sup>13</sup> 山本かほり「朝鮮学校における「民族」の形成— A 朝鮮中高級学校での参与観察から—」（2012）151ページ

<sup>14</sup> 教育基本法第16条「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」

見がある。特に、北朝鮮及び朝鮮労働党の政治思想である「主体思想」<sup>15</sup>を教えることが、故金日成主席、金正日総書記といった特定の個人崇拜につながる思想であるとの意見や、拉致問題について日本政府の見解を教えているのか疑問視する声もある。これに対して朝鮮学校側は、「主体思想」に関しては、世界的な思想史と併せて原理のみを教えており、個人崇拜には当たらないとの立場を示している<sup>16</sup>。また、拉致問題に関しても、人道的問題であって、決してあってはならないものであると教えていると回答している<sup>17</sup>。

このように、朝鮮学校設置当時は、その教育はあくまで「帰国」を前提としたものであったが、現在、朝鮮学校に通う生徒は、在日四世、五世が多く「永住」を前提としているため、その教育内容も変化し、いわゆる反日教育と呼ばれるものや、北朝鮮の指導者を過度に賛美するような教育は行われず、教育カリキュラムも民族科目を除けば日本の学校とほとんど変わらないと言われている<sup>18</sup>。

## 第2節 就学支援金制度の概要と対象除外までの経緯

前節で確認したような経緯のもと設置された朝鮮学校は、どのようにして高等学校等就学支援金制度の対象から除外されるに至ったのだろうか。

この制度は、2009年9月に、鳩山由紀夫率いる民主党政権の誕生により、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（平成25年に「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」と改められた。以下、支給法）が成立し、2010年4月に施行されたことで始まった。「授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与すること」を目的とし、公立高等学校の授業料を無償とし、それ以外の「高等学校等」の生徒には、公立高等学校の授業料相当分を就学支援金として助成する旨を定めている<sup>19</sup>。この制度の対象には外国人学校も含まれており、その点でも画期的な制度として評価された。

こうした高校授業料の無償化により、日本はそれまで留保していた社会権規約第13条2(b)及び(c)の規定の留保撤回が実現した。同規約では、中等教育・高等教育の「無償教育の漸進的導入」を定めており、日本は1979年の批准の際にこの規定に留保を付していた。しかし、高校授業料の実質無償化や、大学の授業料減免措置など、学生に対する支援策が実現

---

<sup>15</sup> 朝鮮民主主義人民共和国の指導思想。金日成が創始、金正日が発展させたとされる。思想における主体、政治における自主、経済における自立、国防における自衛を柱とする。

<sup>16</sup> 文部科学省 「資料9 各朝鮮学校に対する書面確認事項」（2013）

<sup>17</sup> 同上

<sup>18</sup> 埼玉朝鮮初中級学校・幼稚部 HP（最終閲覧日：2020年10月7日）

<sup>19</sup> 衆議院「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 法律第十八号（平二二・三・三一）」

されたことから、2012年9月に同留保の撤回を国連へ通告した<sup>20</sup>。

支給法2条1項5号の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「本件省令」）1条1項2号は、対象となる各種学校について、我が国に居住する外国人を対象とするもののうち、「(イ) 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの、(ロ) イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの、(ハ) イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」と定めた<sup>21</sup>。そして、(イ) にあたる各種学校として、ブラジル8校、中華2校、韓国、イギリス、フランス、ドイツ各1校、(ロ) にあたるものとして、全国のインターナショナルスクール17校が指定された<sup>22</sup>。朝鮮高校10校および、トルコ系と韓国系の外国人学校2校は(ハ) に該当するものとされた。そこで、朝鮮学校10校は本件省令1条1項2号ハの規定（以下、「規定(ハ)」）に基づく支援金給付の指定を受けるため、申請期限である2010年11月30日までに申請を行った。

しかし、同年11月23日に、北朝鮮による延坪島砲撃事件が起きると、仙谷由人官房長官は、朝鮮学校の高校無償化については、手続きを停止するのが望ましいとの言明をし、文部科学大臣も朝鮮学校に対する無償化の是非を慎重に判断する姿勢を示した<sup>23</sup>。そして、菅直人首相も高校無償化の審査の停止を支持した。その後、菅首相の退任直前である2011年8月に、審査の再開が指示されたが、結局先送りとされた<sup>24</sup>。その間、同じく本件規定にあたりとされた二つの外国人学校は、朝鮮学校に先立ちそれぞれ指定された。さらに、2012年12月26日、政権交代で安倍内閣が誕生すると、わずか二日後、当初から朝鮮学校の無償化に反対の立場を示していた下村博文文科大臣が記者会見を行い、「高校無償化法一部改正法案」により、本件施行規則から(ハ) を削除し、朝鮮高校を無償化の対象から外す方針を表明した。理由について「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続きを進めたい」と述べた。さらに、鳩山前政権時には、無償化の対象の是非を外交上の配慮などによって判断しないというのが政府統一見解とされていたが、それについても廃止し、もろもろの事情を総合的に判断、勘案して判

---

<sup>20</sup> 中内康夫「社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回 — 条約に付した留保を撤回する際の検討事項と課題 —」(2013) 44 ページ

<sup>21</sup> 文部科学省「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」(2010)

<sup>22</sup> 田中宏「朝鮮学校の戦後史と高校無償化」(2013) 55 ページ

<sup>23</sup> 『日本経済新聞』2010.11.24「朝鮮学校の無償化見直しも 政府、北朝鮮砲撃で対策本部」(最終閲覧日：2020年11月15日)

<sup>24</sup> 『朝日新聞DIGITAL』2010.12.30「朝鮮学校の無償化先送り、訴訟対策を検討 文科省」(最終閲覧日：2020年11月15日)

断すると明言した<sup>25</sup>。そして、2013年2月20日に、本件規則の一部改正を正式に公布し、朝鮮高校10校に不指定の通知を送った。なお、朝鮮高校に先立ち本件規定に基づき指定を受けていたトルコ系の外国人学校については本件規則（ロ）にあたり、韓国系の学校については、本件規則（ハ）の削除後も、当分の間は指定の効力を有することとなった<sup>26</sup>。朝鮮高校10校は、外交上の問題を理由に審査が先送りにされ、その間、規則の改正によって指定基準を満たさないとされた。

不指定の理由として教育内容が言及されているが、2010年8月30日に公表された「高校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」によると、外国人学校の指定にあたっては、教育内容を判断基準とせず、客観的・制度的な基準により指定することや、外交上の配慮などにより判断すべきではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきとの内容が定められている<sup>27</sup>。それにもかかわらず、政府は、「朝鮮総聯は、朝鮮人学校と密接な関係にあり、同校の教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識している」<sup>28</sup>としており、不指定の理由が外交上の問題や教育内容によることは明らかである。

---

<sup>25</sup> 文部科学省「下村博文文部科学大臣記者会見録（平成24年12月28日）」（2012）

<sup>26</sup> 文部科学省（2018）

<sup>27</sup> 田中宏 前掲書（注22） 55 ページ

<sup>28</sup> 「朝鮮学校に関する質問主意書」（第百七十六回国会質問第一一九号）に対する答弁書（内閣参質一七六第一一九号）

## 第2章 無償化裁判と裁判所の課題

### 第1節 無償化裁判の争点と両当事者の主張

前章から分かるように、朝鮮学校では特色ある民族教育が行われているものの、教科書は日本の学習指導要領に沿った、日本の高校教育に準じたものであると言える。また、支給法は子どもたちのための権利であるにもかかわらず、その教育内容や政治的・外交的理由をもって支援金の対象から除外するという文科大臣の決定は、議論を呼んだ。朝鮮学校の卒業生や保護者が原告となり、日本各地で国を相手に訴訟を起こしている。現在まで判決が出ている13の同種の裁判<sup>29</sup>では、大阪地裁判決のみが唯一、国家の行為について違法性を認め、それ以外の判決では朝鮮学校側の訴えを棄却している。そこで、国がどのようにして無償化除外を正当化したのかを、国が勝訴した裁判と大阪地裁判決とで分け、比較検討する。

各地の訴訟で中心となった争点として以下の事項を取り上げる。一つ目の争点として、「授業料無償化の対象から除外した文部科学大臣の判断が、裁量権の逸脱、濫用に当たるか否か」、二つ目の争点として、「審査会の意見を聴かずに不指定処分にしたことは手続き的な違法があり無効となるか」、そして三つ目の争点として、「対象からの除外は憲法又は国際条約に違反するか否か」が争われた。

争点2に関しては、国が審査会の審査結果を待たなかったことにより違法となるかがどうかが争われた。本件規程15条（本件省令1条1項2号ハの規定に基づく指定に関する規程13条）は、「文部科学大臣は、本件省令第1条第1項第2号ハの規定による指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとする。」としており、審査会の意見を聴取することが必須であると定められていた。しかしながら下村文科大臣は、指定の方向で議論が行われた2012年9月10日の第7回審査会以降、政権交代後の2013年2月20日の本件不指定処分に至るまで、一度も審査会を開催せず、審査会の最終的な審査結果が出ていない状況で不指定の決定をした。

これに関して原告は、審査会の意見を聞いておらず、法律上必要な手続きを経っていないことは明らかであるとし、手続的な違反を主張した<sup>30</sup>。一方で国は、本件規程15条は、「意見を聴く」と定めるのみで、審査会の意見が同大臣の判断を拘束するものではなく、審査会の

---

<sup>29</sup> 無償化裁判一覧：広島地裁（2017年7月19日）、大阪地裁（2017年7月28日）、東京地裁（2017年9月13日）、名古屋地裁（2018年4月27日）、福岡地裁小倉支部（2019年3月14日）、広島高裁（2020年10月16日）、大阪高裁（2018年9月27日）、東京高裁（2018年9月27日）、名古屋高裁（2019年10月3日）、福岡高裁（2020年10月30日）、大阪最高裁（2019年8月27日）、東京最高裁（2019年8月27日）、名古屋最高裁（2020年9月2日）

<sup>30</sup> 裁判所HP 福岡地裁判決（平成25年(ワ)第1356号）19ページ

意見は文部科学大臣の判断の際の考慮要素の一つに過ぎないと主張した<sup>31</sup>。

この争点に関して裁判所は、文科大臣が審査会の意見を聴取することなく決めた本件不指定処分は、本件規程 15 条に違反せず、手続的に過失はないとして、原告の主張を棄却した。特に、「指定の判断は文部科学大臣の権限と責任において行われることが前提とされており、認定事実に供されるにすぎない性質のものとして位置付けられているのであるから、文科大臣の判断に先立ち、審査会の取りまとめた最終意見が聴取されなかったとしても、それをもって、本件不指定処分が本件規程 15 条に違反するとは認められない」とした<sup>32</sup>。その他の裁判所においても、本件規程 15 条に定める審査会の意見は、同大臣の上記裁量判断の際の考慮要素の一つにとどまるものというべきであると判断した<sup>33</sup>。

争点 3 に関しては、国際条約を争点としているものなので、次章で検討する。

以下、本件で重要な争点である争点 1 について、両当事者の主張と裁判所の判断を、原告敗訴の裁判と、唯一原告が勝訴した大阪地裁判決に分けて比較検討する。

## 第 2 節 争点 1 に関する裁判所の判断

本件規程 13 条（本件省令 1 条 1 項 2 号ハの規定に基づく指定に関する規程 13 条）では、「前条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」としている。

原告は、この規程に適合しないため就学支援金の対象から除外するとの文科大臣の判断が、裁量権の濫用であると訴えた。特に、支給法の趣旨・目的は「全ての意志ある」「生徒の学びを保障」し、「教育の機会均等に寄与する」という点にあり、このような法の趣旨・目的及び本件規定（ハ）への委任の趣旨からすれば、政治的外交的理由によって特定の教育施設を排除することは、「高等学校の課程に類する課程」を置くかどうかという教育上の観点とは無関係の事情を考慮するものであって、許されないことであると主張した<sup>34</sup>。

一方で国は、この争点の正当化理由として、教育基本法 16 条 1 項で禁じる「不当な支配」を持ち出した。「朝鮮総連のホームページや公安調査庁の報告等の資料からは、朝鮮学校が朝鮮総連等と密接な関係にあり、適正な学校運営がされていないことや、朝鮮総連が朝鮮学校を利用して資金を集めていることが疑われるとし、朝鮮学校に対する朝鮮総連等の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法 16 条 1 項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支

---

<sup>31</sup> 同上 26 ページ

<sup>32</sup> 同上 107 ページ

<sup>33</sup> 裁判所 HP 東京地裁（平成 26 年（ワ）第 3662 号）103 ページ

<sup>34</sup> 裁判所 HP 東京高裁判決（平成 29 年（ネ）第 4477 号）12 ページ

援金を支給したとしても、授業料に係る債権が充当されないことが懸念され、本件規程 13 条に適合するものと認めるに至らないと判断したものであり、その判断は何ら不合理ではない」と主張した<sup>35</sup>。以下、これらの主張に対する裁判所の判断を見ていく。

### (1) 国が勝訴となった裁判での判決

各地で行われた訴訟で裁判所は、就学支援金の対象からの除外は、文部科学大臣の裁量の範囲内とした。朝鮮学校は北朝鮮や朝鮮総連の影響下にあり、「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、また、就学支援金を支給したとしても、授業料に充当されないことが懸念され、本件規程 13 条が定める「債権の弁済への確実な充当」が適正に行われると認めるに至らないとする文部科学大臣の判断には、裁量の範囲の逸脱、濫用が認められないとした<sup>36</sup>。その他の裁判所でも、国の主張を認める判決を下した。

また、名古屋地裁判決では、教育内容への影響として、在日外国人学校が外国本国や在日民族団体から教育内容について影響を受けること自体は一般的にもあり得ることであるから、朝鮮総連の意向を色濃く反映した教科書編纂がされていたことがうかがわれるという事実のみをもって「不当な支配」が合理的に疑われることにはならないとしながらも、朝鮮学校の教科書について、「その中には北朝鮮の最高指導者を絶対視し、これを賛美・礼賛する表現が多数見られ…一方的に偏った観念を植え付ける教育なのではないかとの疑いを抱かせるものであったこと」を指摘し、それが「不当な支配」をうかがわせる理由になるとした<sup>37</sup>。つまり、民族学校において、本国の指導者に敬愛の念を抱き、本国の国家理念を賛美する内容の教育が、「不当な支配」になり得ると認定できるとしたのである。

### (2) 原告が勝訴した大阪地裁判決

各地で行われた判決では、文部科学大臣の裁量を広く認め原告の訴えを棄却したのに対し、大阪地裁判決は、支給法の立法目的を注視し、本件規定の削除が裁量の範囲外であり違法であると判断したという点で注目されている。原告は、他の訴訟と同旨の主張に加え、人種差別撤廃条約や自由権規約など人権条約をより詳細に検討した。

裁判所は、外国人学校の取扱いについては「外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべき」であるにも関わらず、文部科学大臣は「朝鮮学校に支給法を適用することは北朝鮮との間の拉致問題の解決の妨げになり、国民の理解が得られないという外交的、政治的意見に基づき、朝鮮高級学校を支給法の適用対象から除外するため」本件規定を削除したとして、裁量の範囲外・濫用であると結論付け、本件不指

---

<sup>35</sup> 同上 93 ページ

<sup>36</sup> 裁判所 HP 広島地裁判決（平成 25 年（行ウ）第 27 号）43 ページ

<sup>37</sup> 裁判所 HP 名古屋地裁判決（平成 25 年（ワ）第 267 号）96-97 ページ

定処分を取り消しを命じた<sup>38</sup>。

また、「不当な支配」についても、「歴史的事情等に照らせば、朝鮮総連が朝鮮学校の教育活動又は学校運営に何らかの関わりを有するとしても、両者の関係が我が国における在日朝鮮人の民族教育の維持発展を目的とした協力関係である可能性は否定できず、両者の関係が適正を欠くものと直ちに推認することはできない。」<sup>39</sup>「朝鮮高級学校は、在日朝鮮人子女に対し朝鮮人としての民族教育を行うことを目的の一つとする外国人学校であるところ、母国語と、母国の歴史及び文化についての教育は、民族教育にとって重要な意義を有し、民族的自覚及び民族的自尊心を醸成する上で基本的な教育というべきである。そうすると、朝鮮高級学校が朝鮮語による授業を行い、北朝鮮の視座から歴史的・社会的・地理的事象を教えるとともに北朝鮮を建国し現在まで統治してきた北朝鮮の指導者や北朝鮮の国家理念を肯定的に評価することも、朝鮮高級学校の上記教育目的それ自体には沿うものということができ、朝鮮高級学校が北朝鮮や朝鮮総連からの不当な支配により、自主性を失い、上記のような教育を余儀なくされているとは直ちに認め難い。」<sup>40</sup>として、朝鮮学校側の請求を認めた。

## 第2節 無償化裁判の課題

無償化裁判を検討していく中で見つけた課題が二点ある。

第一に、裁判所が「不当な支配」の具体的な範疇などを示していないことが挙げられる。大阪地裁判決を除いて、裁判所は、どこからが「不当な支配」に該当するのか、その範疇を明らかにすることなく、すべて文部科学大臣の裁量の範囲内としてしまっている。「不当な支配」や、本件規程13条に定める「適正な学校運営」といった曖昧な基準性の判断が、文科大臣の裁量に委ねられるようになれば、教育の自由が大きな制約を受ける危険性もある。就学支援金制度は、生徒の権利であり、学校ではなく生徒にその受給権がある。生徒の権利を守るという観点からも、曖昧な基準である「不当な支配」と判断される場合を文科大臣の裁量に委ねたりすることなく、裁判所が具体的に定義することが必要であると考えられる。

また、本件規程13条に定める「適正な学校運営」が行われていないと判断について、『「不当な支配」に当たらないことに確証を得ることができない」という国の主張を認め、全ての意志ある生徒の学びを支援し、教育の機会均等を図るという支給法の目的が実現できなくなるという具体的な危険が生じていることも忘れてはいけない。

第二に、国の主張を認める裁判所の判決に対しても疑問が残る。例えば、東京高裁判決は、国はその措置の正当化の理由として、理由①「本件規定（ハ）が削除されたこと」、理由②

---

<sup>38</sup> 裁判所 HP 大阪地裁（平成25年（行ウ）第14号）75ページ

<sup>39</sup> 同上 94ページ

<sup>40</sup> 同上

「本件規程の 13 条に適合しないこと」を挙げた。しかしながら、本件規程 13 条は、規定（ハ）に基づく指定に関する規程であるため、規程 13 条に適合しないという主張には、前提条件として規定（ハ）がなくてはならない。これに関して国は、「本件不指定通知には、その理由として、理由①と理由②が並記されていることが認められる。そして、規定（ハ）の削除を理由とする理由①と規定（ハ）を前提とする理由②が論理上両立し得ないものであることは、被控訴人においてもこれを自認するところである。」と述べている<sup>41</sup>。また、裁判所も「被控訴人の説明にはやや一貫性を欠く点がなくはないものの、合理的にみれば、本件不指定処分の理由は、理由②であると認めるのが相当である。」とした<sup>42</sup>。つまり、国は自らの主張が論理的ではないと認識しており、裁判所もその矛盾点を認識していながら、不指定処分の真の理由は理由①ではなく、理由②であるということを認める判決を下したのである。

また、該当するはずの規定（ハ）が削除されたため、就学支援金の受給資格がないという国の主張であるが、第 1 章第 2 節で前述したとおり、韓国系の外国人学校も規定（ハ）に該当するとされていたが、規定（ハ）の削除後も「当分の間は指定の効力を有する」<sup>43</sup>という扱いになっており、その点から考えても、国の主張について違和感が残る。

このような、国の矛盾を認めながらもその正当性を認める判決は、強弁に他ならぬ結論ありきの判決のようにも感じられ、納得のいくものとは言えないだろう。

このような矛盾のある決定の背景には、やはり政治的な理由があるのではないだろうか。2012 年 12 月に誕生した安倍晋三率いる自民党政権だが、自民党は野党時代から朝鮮学校への無償化適用に反対する立場を明らかにしており、政権交代からわずか二日後に無償化除外の方針が表明された。また前述のとおり、下村文科大臣も同様に、野党時代から反対の立場をとっていた。そのことから、朝鮮学校の適用除外の決定は、もともと朝鮮学校の適用除外を主張していた政党が政権に就いた結果として生じたものと言え、これを正当化するために、「論理的には両立し得ない」二つの理由が並列されたのではないのだろうか。

---

<sup>41</sup> 裁判所 HP 東京高裁判決（平成 29 年（ネ）第 4477 号）46 ページ

<sup>42</sup> 同上 48 ページ

<sup>43</sup> 前掲注 26 文部科学省（2018）

## 第3章 人権条約に照らした無償化問題

### 第1節 人権条約の国内実施

#### (1) 人権条約に照らす必要性

前章では、国内における無償化除外の裁判例を検討し、裁判所の課題や国の主張の問題点が明らかになった。また、前章で確認した課題に加え、もう一つの課題が見つかった。それは、無償化除外問題に関しては、裁判所が人権条約を援用して国の行為について違法性を認めることに消極的であるという点である。大阪地裁判決では、裁判所は専ら国内法の解釈により原告の主張を容認し、条約を根拠とする両当事者の主張を検討していない。特に、国による不指定処分が、北朝鮮との間の拉致問題など政治的・外交的理由に基づいているため不当だと判断したが、原告が主張した社会権規約及び自由権規約、人種差別撤廃条約などへの違反には言及せず、支給法と社会権規約との関係や、本件不指定処分と人権条約上の日本の義務との関係なども明らかにされなかった。

では、そもそも何故、国内で判決が出ている問題を、人権条約に照らして検討する必要があるのだろうか。

まず、無償化除外問題が立派な人権問題であるからである。子どもたちには力の及ばない政治的理由により、他の外国人学校の生徒が受給できるはずの支援金を受けられないなど、不利益の当事者となっている。支給法の趣旨・目的に反したこの決定は、朝鮮学校に通う子どもたちに対して教育の権利を制限する差別的な扱いである。日本が締約している子どもの権利条約第3条にも規定されているとおり、児童に関する措置については「児童の最善の利益が主として考慮される」べきであるし、人権を無差別および平等に保障することは、人権条約締約国に課せられた重要な義務であると考えられる。

また、国連の人権諸機関からも、この問題について繰り返し懸念が表明され是正勧告が出されているが、依然として日本政府が是正する気配はない<sup>44</sup>。これらの勧告に法的拘束力はないが、締約国がそれらを真摯に受け止めなければ、勧告や人権条約そのものが意義を持たなくなってしまう。そこで、子どもたちの権利を尊重するため、また、人権条約締約国としての役割を果たすためにも、人権条約に照らして問題を検討することには意義があると言える。そこで、以下、無償化除外問題を日本が締約する人権条約の原則に照らして検討する。

#### (2) 国際人権法の国内実施

無償化除外問題を国際人権法に照らして検討するにあたって、はじめに、国内の人権問題

---

<sup>44</sup> 社会権規約委員会の日本に対する第3回総括所見 (E/C.12/JPN/CO/3)、人種差別撤廃委員会 総括初見 (CERD/C/JPN/CO/7-9)、国連人権理事会による日本政府に対する第3回UPR審査 (A/HRC/37/15)、子どもの権利委員会 第4回対日審査 (CRC/C/JPN/CO/4-5)、自由権規約委員会の統括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5)

に対して、日本が締約国となっている人権条約はどのように作用するのかを検討する。

日本が批准又は加入した主な人権条約として、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約（人種差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（拷問禁止条約）」、「障がい者の権利に関する条約」等がある。

これら条約の国内への受容体制には①一般的受容体制、②承認法による受容、③個別的受容がある。日本は①の一般的受容体制をとっており、憲法 98 条 2 項<sup>45</sup>の規定により、条約は批准または加入後、公布されれば、それ以上の国内的措置を必要とせず、そのまま国内で法としての効力をもつという立場をとっている<sup>46</sup>。国内的効力を持った人権条約の、国内法秩序における序列に関しては、憲法 98 条 2 項により、批准または加入した条約は、憲法に抵触しない限り少なくとも法律に優位するというのが通説である。したがって、裁判である法律が条約の規定に反すると判断された場合、条約が法律に優先するので、その法律の適用は退けられることになる<sup>47</sup>。

また、国内的効力を有した人権条約の規範は、司法機関にとっても有効な法規範となり、司法機関は条約の規定に従って、条約上の権利侵害に対する効果的な救済を与えることが求められる。裁判所は、人権条約の違反が訴訟の争点とされている場合にはこれを精査し、違反と判断される場合には、適切な救済手段を確保する責務がある<sup>48</sup>。

このように、日本における人権条約は、裁判においても有効な規範性を有し、そのみか、国内法に優位する存在である。専ら国内法に照らして議論されている朝鮮学校の無償化除外問題だが、前述のとおり、関連人権委員会から繰り返し勧告が出されるなど、国内問題にとどまるものとは言えない。そこで次節では、日本が批准する人権条約に照らし合わせながらその整合性を検討する。

## 第 2 節 漸進的義務

前章で争点 3 として挙げた「対象からの除外は憲法又は国際条約に違反するか否か」であるが、はじめに、社会権規約 13 条 2 項 (b) 及び子どもの権利条約 28 条 1 項で規定する「漸進的義務」という観点から問題を検討する。

これら条約規定は、教育の権利を定めており、無償教育の漸進的な導入や、機会の平等の

---

<sup>45</sup> 日本国憲法 98 条 2 項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」：山下友信、山口厚『ポケット六法 平成 28 年版』（有斐閣、2015）17 ページ

<sup>46</sup> 杉原高嶺『現代国際法 講義 第 5 版』（有斐閣、2012）32 ページ

<sup>47</sup> 申恵丰『国際人権法 第 2 版 国際基準のダイナミズムと国内法との協調』（信山社、2016）57 ページ

<sup>48</sup> 同上

達成など、中等教育の発展のための措置をとる旨を規定している<sup>49</sup>。大阪地裁では、原告が、上記の「漸進的」という文言から、確立した「制度の後退」を禁止するという規範を内在しているため、規定（ハ）の削除は制度を後退させるものであり上記の規範に違反すると主張した。これに対して国は、第2章で前述した通り、社会権規約13条2項（b）は、支給法制定の背景の一つにすぎず、同法が社会権規約の効力を日本国内において発生させるための法律ではなく、同規約が課す漸進的達成義務は締約国の政治的責任を宣明したものに過ぎないとした<sup>50</sup>。また、名古屋地裁でも同様に、国は、無償化の漸進的導入を求めるにとどまると主張し、裁判所もそれを認めた。国は一貫して漸進的義務を定めるこれらの条約の国内法的効力を否定し、裁判所においても漸進的義務の実質的な解釈には言及しなかった。では、漸進的義務はそもそも締約国に対してどの程度の達成を求めており、どのような場合にその違反が認められるのだろうか。

はじめに、漸進的義務の具体的な内容に関して、社会権規約委員会の一般的意見によれば、「無償教育の漸進的な導入」というのは、「国は無償の初等教育の提供に優先順位を置かなければならないものの、無償の中等教育および高等教育の達成に向けて具体的な措置をとる義務もある」ということを意味している<sup>51</sup>。たとえば、同規約2条1項では、13条の教育に対する権利の全面的実現に向けて「できるかぎり迅速にかつ効果的に行動する」という具体的かつ継続的な即時実施義務があり、締約国の義務から意味のある内容をすべて奪うものとして解釈されるべきではないとしている<sup>52</sup>。

また、漸進的義務の履行に消極的な姿勢は、社会権規約委員会の日本に対する総括所見にも反しており、委員会は、「規約のいずれの規定も直接の効力を有しないという誤った根拠により、司法決定において一般的に規約が参照されないことに懸念を表明する。締約国がこのような立場を支持し、したがって規約上の義務に違反していることはさらなる懸念の対象である。」としている<sup>53</sup>。

さらに、同規約は漸進的義務を定めることにより、「利用可能な資源の限界による制約」を認めてはいるが、朝鮮学校が無償化の対象の除外とされた理由は、資源の限界によるものではなく、外交的理由に基づくものである。したがって、漸進的義務であることが無償化除外の正当化の理由になるとは言えないだろう。

次に、どのような場合に漸進的義務に関する違反が認められるかについては、前述の通り、「制度の後退」が挙げられる。後退的措置の違法性を認めた判例として、ベルギー・リエー

---

<sup>49</sup> 社会権規約13条2項（b）「種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」

<sup>50</sup> 前掲注38 41ページ

<sup>51</sup> 「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見（出典：申 惠丰『「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見（4）」青山法学論集第43巻第4号』（2002）3ページ

<sup>52</sup> 同上 9ページ

<sup>53</sup> 社会権規約委員会・総括所見：日本（社会権規約NGOレポート連絡会議訳）配布：一般

ジュ民事裁判所判決を挙げる。これは、中等教育の無償性に関する事案である。ベルギーでは、1959年5月29日時点で初等・中等教育の無償化が普及していたが、1977年から、国立の中等教育機関に通う、両親がベルギーに居住していない生徒・学生について授業料を徴収する予算法が適用された。このことが社会権規約で禁止する後退的措置にあたり違法であるとして、裁判所が国に対して授業料の返還を命じた。本判決において裁判所は、「国際条約、特に人権の保護と発展のための条約は、立法府の承認行為により直ちに国内法の一部となり、かつ国内法規範に優先する。」「社会権規約13条2項(b)の漸進的性格に照らせば、中等教育の無料という精確な目標の実現に期限はないとしても、すでにその目標を実質的に完全に達成している締約国は、その実現状況を後退させることはできない」として、国の措置の違法性を認めた<sup>54</sup>。

無償化除外問題とこの判決を比較検討する。はじめに、朝鮮学校が当初は本件規定(ハ)にもともと該当していたという事実が「目標を実質的に完全に達成している」状態と言えるかどうかを検討する必要がある。ベルギーにおける判決では、予算法の適用以前は外国籍の生徒・学生は無償教育の対象であり、その権利を享受していたが、予算法の適用によりその権利が奪われた。しかし、無償化問題においては、申請に基づき無償化の対象に指定される前に本件規定が削除され対象外となったため、実際には無償化の権利を享受していない。したがって、「制度の後退」とは言いがたいと考えられる。

また、国際法学者の Beiter によると、同規約における「無償教育の漸進的導入」とは、授業料の導入あるいは上昇をしない立法的、行政的措置であるため、その点においても本件はこれに合致するとは言いがたい<sup>55</sup>。

以上で検討した通り、大阪地裁判決や名古屋地裁判決で原告らが主張した、社会権規約13条2項(b)の違反を「制度の後退」を理由に認めることは難しいだろう。しかしながら、前述のとおり、漸進的義務は権利の全面的実現に向けて「行動する」という即時的な義務を課しているため、漸進的義務であることを理由にその法的効力を否定するのは、締約国の態度としては消極的なものと言える。その法的効力を専ら否定してしまうのではなく、条約規定の性質に照らして問題を検討する必要があるのではないだろうか。

### 第3節 差別禁止原則

裁判において、原告は、朝鮮高校に通う生徒であるが故の支給の否定は生徒の平等権を否定するものであると同時に、支給法で具体化された中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利及び民族教育においても授業料について経済的援助を受ける権利を侵害し、

---

<sup>54</sup> 申惠丰『人権条約の現代的展開』（信山社、2009）235 ページ

<sup>55</sup> 田中秀佳「人権としての教育を保障する教育財政原理と制度の検討—無償教育の漸進的導入へ向けて—」（2014）167 ページ

違法であると主張した。しかしながら、この論点においても、国は、争点1で主張したように、朝鮮学校が本件規程13条に適合しないことが不指定の理由であり、そこに差別的な意図はないとして否定した。また、原告らの指摘する条約の各条項は、いずれも締約国の政治的責任を定めたにすぎず、自動執行力はなく裁判規範性を有しないとし、その違反を否定した。そして、裁判所も国の主張を認める判決を下した。そこで、「差別禁止原則」について定められた条約規定に照らして無償化除外問題を検討する。

差別禁止原則の代表的な条文として、自由権規約26条を参照する。同規約は、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と規定している。

この条約規定の裁判規範性に関してだが、大阪地裁判決で国はこれらの条約について、締結国が当該権利の実現に向けた積極的施策を推進すべき政治的責任を負うことを定めたにすぎないとしてその裁判規範性を否定した。しかしながら、自由権規約は、同規約2条で、各締約国がこの規約において認められた権利の実現のために必要な立法措置をとることや、権利及び自由を侵害された者が効果的な救済措置を受けることを確保することを約束していることから、規定の趣旨が締約国内で適用されることを予定しており、また、規約は市民の固有の権利及び自由を具体的に規定しており、規定内容を国内法として適用できるだけの具体性を有しているので、司法的にも適用実現の可能な形式であることから、各締約国が即時実施義務を負うものであると解される<sup>56</sup>。したがって、自由権規約は、自動執行力及び裁判規範性を有していると考えられる。

次に、無償化除外がどのような理由に基づいた差別であるのかということを検討する。裁判において原告は、本件不指定処分が、朝鮮学校のエスニック性、集団性、文化的理由に基づいて行われているため、人種差別に該当するものとして、人種差別撤廃条約2条及び5条に違反すると主張したが、国は、本件規程13条の基準に適合していないことが無償化除外の理由であり、人種差別に基づいてされたものではないと主張した<sup>57</sup>。

しかしながら、本件不指定処分においては、直接的に、在日コリアンの生徒に対する人種を理由とした差別が行われていないとしても、本件規定の削除によって、朝鮮学校の生徒が集団として不利益を被っている点で、結果的に民族的出身に基づく扱いの差が生まれているため、社会権規約2条2項や自由権規約26条における「社会的出身」および、人種差別撤廃条約5条における「民族的若しくは種族的出身」による差別に該当し得ると考えられる。

---

<sup>56</sup> 濱本正太郎「法科大学院・公共政策大学院 2016年度前期『国際人権法』資料(2016)2ページ

<sup>57</sup> 前掲注38 39ページ

また、本件のように、外国人学校<sup>58</sup>の一部には支給法を適用するのに、原告が設置運営する朝鮮学校に適用しないことは、正当な理由がない限りこれらの条約規定に違反する。本件不指定処分では正当な理由があると言えるだろうか。裁判で国は、無償化除外の理由を本件規程に適合しないためであると主張したが、第1章第2節で確認したとおり、適合しないに至るまでの過程で、拉致問題や北朝鮮への制裁という政治的・外交的な理由に基づいていたことは明らかである。しかしながら、朝鮮学校に就学支援金を支給しないとしたところで、北朝鮮に何ら圧力を加えることはできないので、その理由と手段との間に合理的な関係を認められないため、不当な差別と言えるだろう。

さらに、朝鮮学校は民族学校であり、そこでは、本国の民族教育を受けることができる。在日コリアンとして生まれ育った子どもたちがアイデンティティを保ちながら学ぶという目的のもと、日本の学校ではなく朝鮮学校で学んでいるのに、そこでの教育内容を理由に差別的な措置を取るというのは、自由権規約26条で禁じるところの政治的意見に基づく差別に該当し得るだろう。

---

<sup>58</sup> 全国各地にあるインターナショナルスクールや外国人学校の多くは、支給法の施行規則に基づき文部科学大臣が指定する各種学校に含まれている。

## おわりに

本稿では、実際に人権条約の規定に照らして無償化除外問題を検討した。そして、各裁判で原告らが主張した「制度の後退」をもって社会権規約 13 条 2 項(b)に定める漸進的義務への違反を認めることは難しいのではないかと結論付けた。一方で、差別禁止原則を定める各条約規定については、在日コリアンの子どもたちに対する直接的な人種差別が存在しなくても、結果的に生徒が集団として不利益を被っていることから、不当な差別に該当するのではないかと結論付けた。人権条約に照らした検討は十分に可能であるはずなのに、実際の裁判では、各条約の裁判規範性が否定されるにとどまっており、その点を問題視する。

また、本研究を通して、無償化除外問題に関する二つの問題意識に対して答えが得られた。

第一に、「日本が人権条約締約国としての責務を果たしているのか」という問題意識について、無償化除外問題に関しては、日本政府及び司法機関である裁判所の消極的な姿勢が浮き彫りとなった。現在まで判決が出ている一連の無償化裁判では、国側の国内法に関する主張のみを検討し、人権条約については独自の判断を下さなかったり、専ら人権条約の法的効力を否定したりするのみであった。唯一原告が勝訴した大阪地裁判決でも、裁判所は「無償化の目的とは無関係の理由で根拠規定を削除したのは違法」と判断をするも、原告が詳細に示した人権条約についての検討を行わなかった。日本は条約の国内適用について、一般的受容方式を採用しており、個人の権利を条約規定から直接導けないとしても、有効な法規範として国を拘束する<sup>59</sup>。国内において人権侵害にあたる事象が生じた場合には、条約上の義務に従い救済が与えられるべきである。このことから、国の主張や裁判所の判決には消極的な姿勢が見える。

第二に、「無償化除外問題に関して人権条約はどのような役割を果たすことができるのか」という問題意識については、無償化除外問題においては人権条約が大きな役割を果たしているとは言えない。支給法設立により社会権規約 13 条 2 項(b)の留保撤回という結果は残したものの、各条約規定について「政治的責任を宣明しているに過ぎない」という国の姿勢が明らかになった。人権条約に加入していたとしても、締約国がその義務を消極的に捉えている以上、実効的なものにならないだろう。人権保障をより実効的なものにするには、権利保護のための様々な積極的措置を取る義務を国家が負うことは不可欠である。

高校授業料無償化・就学支援金制度が創設され 10 年経ったが、一連の問題は解決されるどころか、冒頭の学生支援給付金からの除外や、無償化裁判でも原告の敗訴が相次ぐなど、進展が見られない。たしかに、北朝鮮との拉致問題が未解決であり、解決に向けて日本政府として経済制裁を行っていながら、北朝鮮やその傘下団体が関与する学校の授業料に国税を投入することに対して抵抗を感じるという考えも理解できなくはない。しかしながら、支

---

<sup>59</sup> 佐々木亮「朝鮮学校を高等学校等就学支援金の対象外とした措置の適法性と国際人権基準」『新・判例解説 Watch 国際公法 No. 41』(2018) 4 ページ

給法は子どもたちの権利であり、学校に対する支援金ではない。また、朝鮮学校は他の民族学校や外国人学校と比較しても、その設置の歴史的背景が異なり、第1章でも確認したとおり、あくまで日本の植民地支配の結果として存在する。朝鮮総連による整備を経て朝鮮学校が各種学校として位置づけられるようになったという発展の経緯を見ても、朝鮮学校と朝鮮総連との関係はあって当然のものである。支給法の趣旨・目的を鑑みても、政治的・外交的理由による除外はあってはならないし、日本に生まれ育ったが、朝鮮半島にルーツがあるというだけで、朝鮮学校生が様々な不利益を被るのは非常に不平等だと言える。

無償化除外問題が長期化・恒久化するにともない、メディアにより情報が共有される機会が減っているが、朝鮮学校の生徒たちの願いは変わらない。支給法が誰のための制度で、どのような目的で設立されたのかを、今一度注視する必要があるだろう。

## 参考文献一覧

### <書籍>

1. 中尾宏『在日韓国・朝鮮人問題の基礎知識』（明石書店、1997年）
2. 大沼保昭、徐龍達『在日韓国・朝鮮人と人権』（有斐閣、2005年）
3. 申恵丰『人権条約の現代的展開』（信山社、2009年）
4. 申恵丰『国際人権法 国際基準のダイナミズムと国内法との協調 第2版』（信山社、2016年）

## 参考 URL

### <論文>

1. 韓東賢「朝鮮学校処遇の変遷にみる『排除/同化』-戦後日本の『排除型社会』への帰結の象徴として」『教育社会学研究』第96集、日本教育社会学会、2015年、109-129頁
2. 金有燮「朝鮮学校ではどのような教育が行われているのか-民族教育と地域共生の取り組みについて」、『2016年10月3日開催 講演会報告書』、Global Communication Institute、2016年、23-29頁
3. 金兌恩、宋基燦「在日コリアンの民族教育と共生圏-朝鮮学校、公立学校、地域の教育施設での実践実例の比較から-」『親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点 2011年度次世代研究』79、京都大学グローバルCOE、2012年
4. 中内康夫「社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回 - 条約に付した留保を撤回する際の検討事項と課題 -」『立法と調査 2013.2』No. 337、外交防衛委員会調査室、2013年、44-55頁
5. 田中宏「朝鮮学校の戦後史と高校無償化」『<教育と社会>研究』第23号、一橋大学<教育と社会>研究会、2013年、55-68頁
6. 山本かほり「朝鮮学校における「民族」の形成 - A 朝鮮中高級学校での参与観察から -」『朝鮮学校における『民族』の形成・継承・変容のメカニズム』、科学研究費補助金基盤研究、2012年、145-160頁
7. 佐々木亮「人種・民族差別の禁止と国際人権基準-多文化共生社会における差別禁止原則の意義-」、中央大学大学院事務室、2019年
8. 朴永九「『朝鮮産米増殖計画』における肥料の経済効果研究」『三田学会雑誌』、慶應義塾経済学会、1990年、195-217頁
9. 田中秀佳「人権としての教育を保障する教育財政原理と制度の検討-無償教育の漸進的導入へ向けて-」『教育制度学研究』2014巻21号、2014年、164-170頁

### <ウェブサイト等>

10. 文部科学省「「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～ 学びの継続給付金 ～」2020

- [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)
11. 富田秀実（東京弁護士会）「学生支援緊急給付金に関する会長声明」2020  
<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-582.html>
  12. NHK 政治マガジン 「政府『徴用工』は『旧朝鮮半島出身労働者』に」2018  
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/10820.html>
  13. 『Yahoo!ニュース』2016. 3. 7 「『朝鮮・韓国籍』分離集計の狙いとは？—3月公表の2015年末在留外国人統計から」  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/hantonghyon/20160307-00055137/>
  14. 法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」（2019）  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20190&month=24101212&tclass1=000001060399>
  15. 『中央日報』2019. 12. 31 「在日同胞の母国語教育、日本の「朝鮮学校」が存廃の危機に…10年間に生徒40%減」  
<https://s.japanese.joins.com/JArticle/261061?sectcode=A10&servcode=A00>
  16. 朝鮮総連 HP 民族教育  
<http://www.chongryon.com/j/edu/index.html>
  17. 埼玉朝鮮初中級学校・幼稚部 HP  
<https://saitamakoreanschool.ed.jp/curriculum.html>
  18. 衆議院「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/17420100331018.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/17420100331018.htm)
  19. 文部科学省「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（2010）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/\\_icsFiles/afiel\\_dfile/2010/06/23/1294559\\_7\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afiel_dfile/2010/06/23/1294559_7_1.pdf)
  20. 『日本経済新聞』2010. 11. 24 「朝鮮学校の無償化見直しも 政府、北朝鮮砲撃で対策本部」  
[https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS2400C\\_U0A121C1MM0000](https://www.nikkei.com/article/DGXNASFS2400C_U0A121C1MM0000)
  21. 朝日新聞 DIGITAL』2010. 12. 30 「朝鮮学校の無償化先送り、訴訟対策を検討 文科省」  
<http://www.asahi.com/special/08001/TKY201012280223.html>
  22. 文部科学省（2018）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1307345.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm)
  23. 朝日新聞デジタル「高校無償化『朝鮮学校は除外の方向』首相が示唆」（2010）  
<http://www.asahi.com/special/08001/TKY201002250528.html>

24. 産経WEST 「【朝鮮学校訴訟】自治体の補助金も相次ぎ見直し」(2018)  
<https://www.sankei.com/west/news/180927/wst1809270072-n1.html>
25. 『Yahoo!ニュース』2018.11.3 「朝鮮学校無償化除外裁判で東京高裁判決の歯切れが悪い理由」  
<https://news.yahoo.co.jp/byline/akedotakahiro/20181103-00102775/>
26. 文部科学省「下村博文文部科学大臣記者会見録(平成24年12月28日)」(2012)  
[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/daijin/detail/1329446.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1329446.htm)
27. 「朝鮮学校に関する質問主意書」(第百七十六回国会質問第一一九号)に対する答弁書(内閣参質一七六第一一九号)  
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/176/syuh/s176119.htm>
28. 社会権規約委員会の日本に対する第3回総括所見(E/C.12/JPN/CO/3)日本語訳:社会権規約NGOレポート連絡会議  
[http://www.nenkinsha-u.org/04-youkyuundou/pdf/syakaiken\\_syoken3-2001.pdf](http://www.nenkinsha-u.org/04-youkyuundou/pdf/syakaiken_syoken3-2001.pdf)
29. 人種差別撤廃委員会 総括初見(CERD/C/JPN/CO/7-9) 仮訳  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf>
30. 朝鮮新報「【朝鮮学校無償化除外】日本政府に適用求め勧告/国連人権理、UPR審査では初(A/HRC/37/15)」  
<https://www.chosonsinbo.com/jp/2017/11/24suk-13/>
31. 平野裕二の子ども権利・国際情報サイト「子どもの権利委員会:総括所見:日本(第4~5回)(CRC/C/JPN/CO/4-5)日本語訳」  
<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/319.html>
32. 自由権規約委員会の統括所見(CCPR/C/JPN/CO/5)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu\\_kenkai.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf)
33. 裁判所HP 広島地裁判決 判決文  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/130/087130\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/130/087130_hanrei.pdf)
34. 裁判所HP 東京地裁判決 判決文  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/150/087150\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/150/087150_hanrei.pdf)
35. 裁判所HP 名古屋地裁判決 判決文  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/845/087845\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/845/087845_hanrei.pdf)
36. 裁判所HP 福岡地裁小倉支部 判決文  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/583/088583\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/583/088583_hanrei.pdf)
37. 裁判所HP 大阪地裁判決 判決文  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/038/087038\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/038/087038_hanrei.pdf)
38. 裁判所HP 大阪高裁判決 判決文  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/070/088070\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/070/088070_hanrei.pdf)

39. 裁判所 HP 名古屋高裁判決 判決文

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/031/089031\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/031/089031_hanrei.pdf)

40. 裁判所 HP 東京高裁判決 判決文

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/149/088149\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/149/088149_hanrei.pdf)